

広告宣伝車等事業者向け 説明会

(令和8年7月28日)

福岡市 住宅都市みどり局
地域まちづくり推進部 都市景観室



説明会次第

1. 屋外広告物条例改正の経緯について
2. 広告宣伝車に適用されるルールの概要について
3. 特例許可について
4. 今後のスケジュールについて

1. 広告宣伝車等に関する 条例改正の経緯について

改正の経緯

現 状

- 近年、全国の主要都市において、光や原色、音などを使用した
広告宣伝車の走行が増え、福岡市でも同様の状況を確認
⇒ 都市の良好な景観への影響が問題となる など

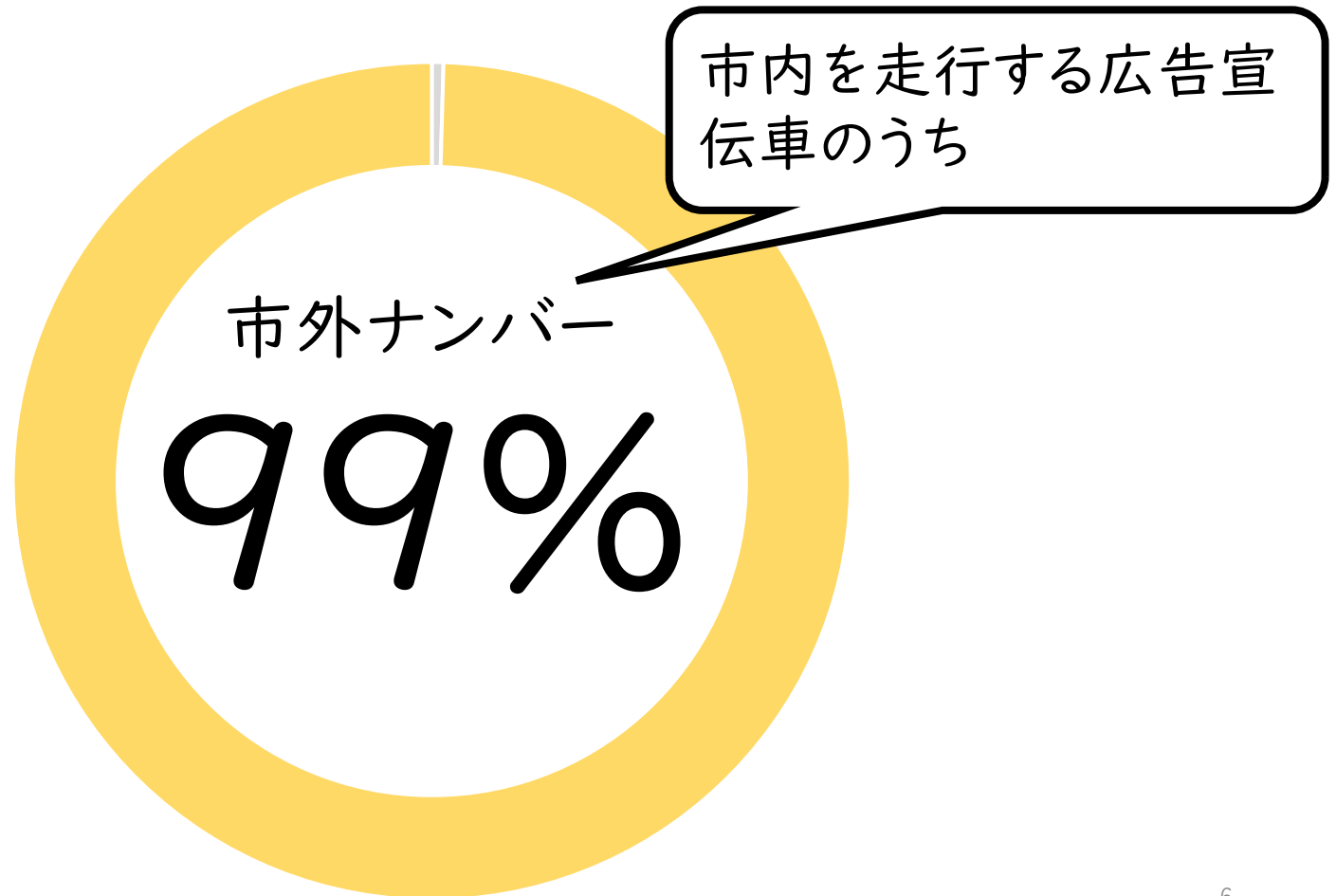
改正の経緯

- 広告宣伝車など、自動車の車体利用広告については、自動車の走行地の条例ではなく、
車検証上の使用の本拠地の条例が適用

使用の本拠地が市外の場合、福岡市の
条例の効力が及ばない

改正の経緯

<令和7年度広告宣伝車走行調査の結果(ナンバー判明分)>



(内訳)

福岡市内 3台

福岡市外 669台

改正の経緯

現行の市条例が適用されず、
市への許可手続きが必要ない状況

市内を走行する広告
宣伝車のほとんどが
福岡市外を使用の本
拠地としている

市内を走行する
すべての広告宣伝車へ
対象を拡大

改正の経緯

一般的に広告宣伝車は表示面積が大きく、頻繁に周回して走行する場合は、景観に与える影響が大きい。

同じ車両が
頻繁に
周回して走行

車体利用広告物について
面積制限を設ける

改正の経緯

令和7年11月

福岡市屋外広告物審議会

「福岡市屋外広告物条例の一部改正案について」諮問

令和8年2月

福岡市屋外広告物審議会

「福岡市屋外広告物条例一部改正案について」答申

答申内容

- 現行条例について、市外本拠の車両を許可手続きの対象とすることは妥当
- 一車両に掲出する車体利用広告物の面積を、市長が特に認める場合を除き、20平方メートル以内にすることは妥当

改正の経緯

令和8年3月30日

改正福岡市屋外広告物条例公布

改正の内容

(1) 許可手続きが必要となる車両の対象拡大

広告宣伝車…車検証記載の「**車体の形状**」に

「**放送宣伝**」と記載されている自動車

改正の内容

(1) 許可手続きが必要となる車両の対象拡大

現行

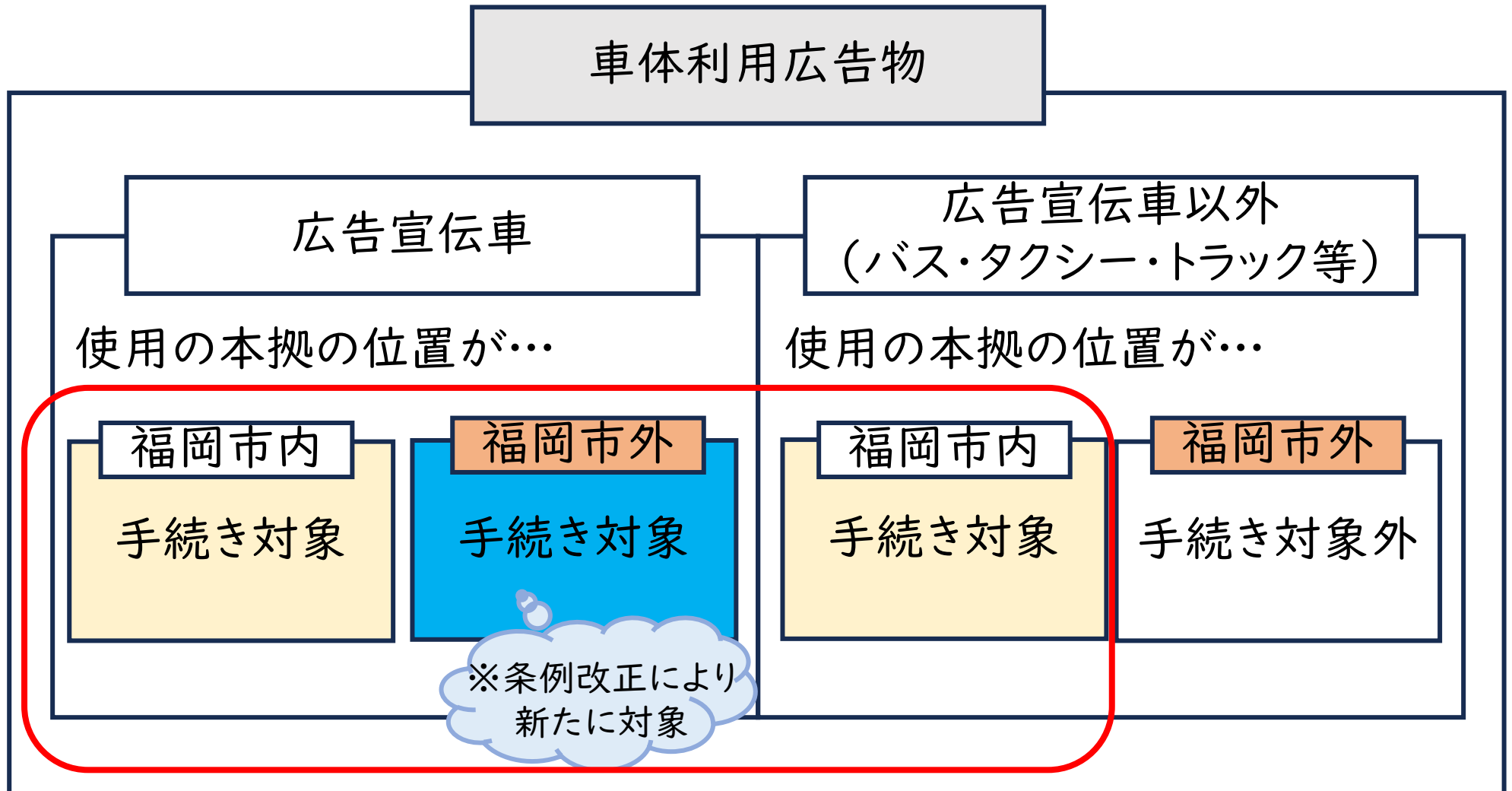
車検証記載の使用の本拠の位置が
「福岡市」にある
自動車



改正後

現行の自動車に加え、
広告宣伝車については、
車検証記載の使用本拠の
位置に関わらず、
市内を走行するすべての
広告宣伝車

改正の内容



改正の内容

(2) 車体利用広告物に対する規格基準の追加

自動車の外面を利用して表示する広告物又は掲出物件についての面積を、市長が別に認める場合を除き、一車両合計**20平方メートル以内**とする。

新旧対照表(条例)

第9条 (略)

旧

(旧) 壁面設置広告物のような、**面積制限はない**

第9条 (略)

新

2 自動車の外面を利用する広告物又は掲出物件については、前項に規定する規格によるほか、一車両に表示し、又は設置する面積の合計は、20平方メートル以内とする。ただし、市の良好な景観の形成に資する者として市長が認める者が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件にあつては、この限りでない。

改正の内容

<ルールの開始について>

①令和8年10月1日から改正条例を施行



ルールの適用開始

②随時、許可申請にかかる事前相談受付

2. 適用されるルールの概要

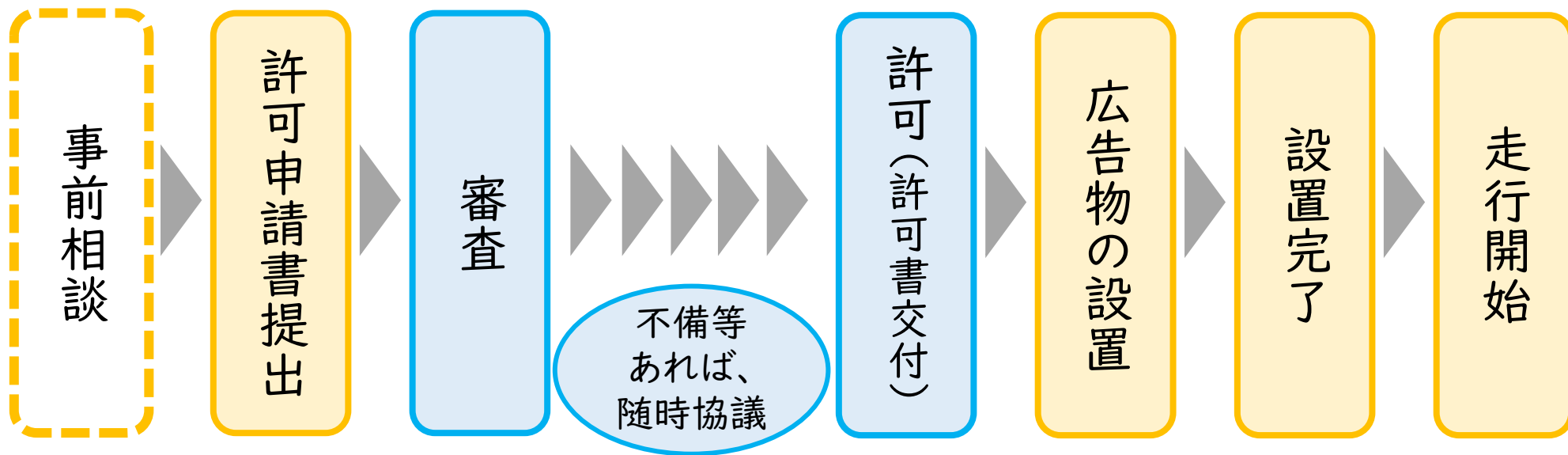
適用されるルールの概要

- 1 市内を走行する際に福岡市での屋外広告物許可申請手続きが必要
- 2 市条例に定める車体利用広告物の規格の遵守が必要
- 3 屋外広告業の登録が必要
- 4 許可取り消し、行政措置命令や罰則の適用の対象

適用されるルールの概要（屋外広告物許可申請手続き）

Ⅰ 市内を走行する際に福岡市での屋外広告物許可申請手続きが必要

《屋外広告物許可申請手続きの流れ》



適用されるルールの概要（屋外広告物許可申請手続き）

申請書類

許可申請書

（添付書類）

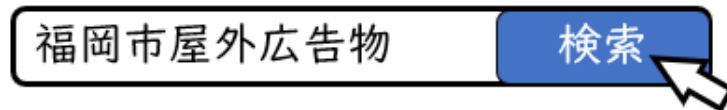
- ・車検証（登録事項等証明書）の写し
- ・経路図
- ・写真（車両全体及び広告物等）
- ・設計図面、仕様書（広告物等の形状、寸法、材料、構造等に関するもの）

広告物の大きさ、種類に応じた
手数料の納付が必要です。

適用されるルールの概要（屋外広告物許可申請手続き）

<様式の入手方法>

- ・都市景観室窓口
- ・福岡市都市景観室ホームページ



<申請書提出方法>

- ・都市景観室窓口
- ・郵送
- ・オンライン申請

適用されるルールの概要（屋外広告物許可申請手続き）

<屋外広告物許可申請について>

- ・有効期間は **1年**

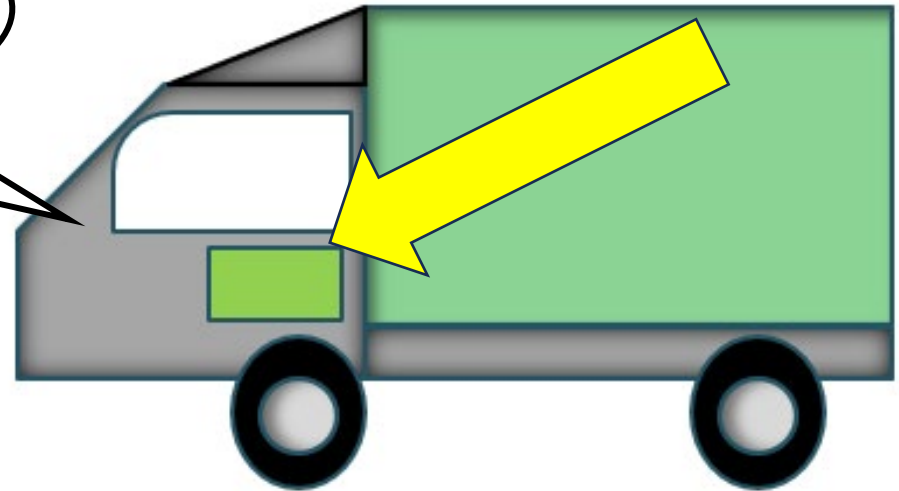
→継続して広告物を掲出する場合は更新手続きが必要

適用されるルールの概要（屋外広告物許可申請手続き）

《車体利用広告物許可票について》

屋外広告物許可を得ていることが外観上わかるようにするため、
屋外広告物許可申請後、
「許可証」と「車体利用広告物許可票（シール）」を交付

車両左側ドア等の外側から
見やすい場所に貼付してください。



※条例改正後（10月1日以降）に貼付してください。

適用されるルールの概要（規格基準）

2 市条例に定める車体利用広告物の規格の遵守が必要

車体の外面への表示・設置が禁止される広告物

- 発光可変表示式広告物

（一定時間表示の内容が変わらないものを除く）

- 発光、蛍光又は反射効果により、

運転者を幻惑させるおそれのあるもの

適用されるルールの概要（規格基準）

2 市条例に定める車体利用広告物の規格の遵守が必要

自動車の外面を利用して表示する広告物又は掲出物件についての面積を、市長が別に認める場合を除き、一車両合計20平方メートル以内とする。



一車両の合計面積（側面・スカート部・後部・前面）が20㎡以内であること。※天井を除く

適用されるルールの概要（屋外広告業手続き）

3 屋外広告業の登録が必要

屋外広告業の登録（市条例第25条参照）

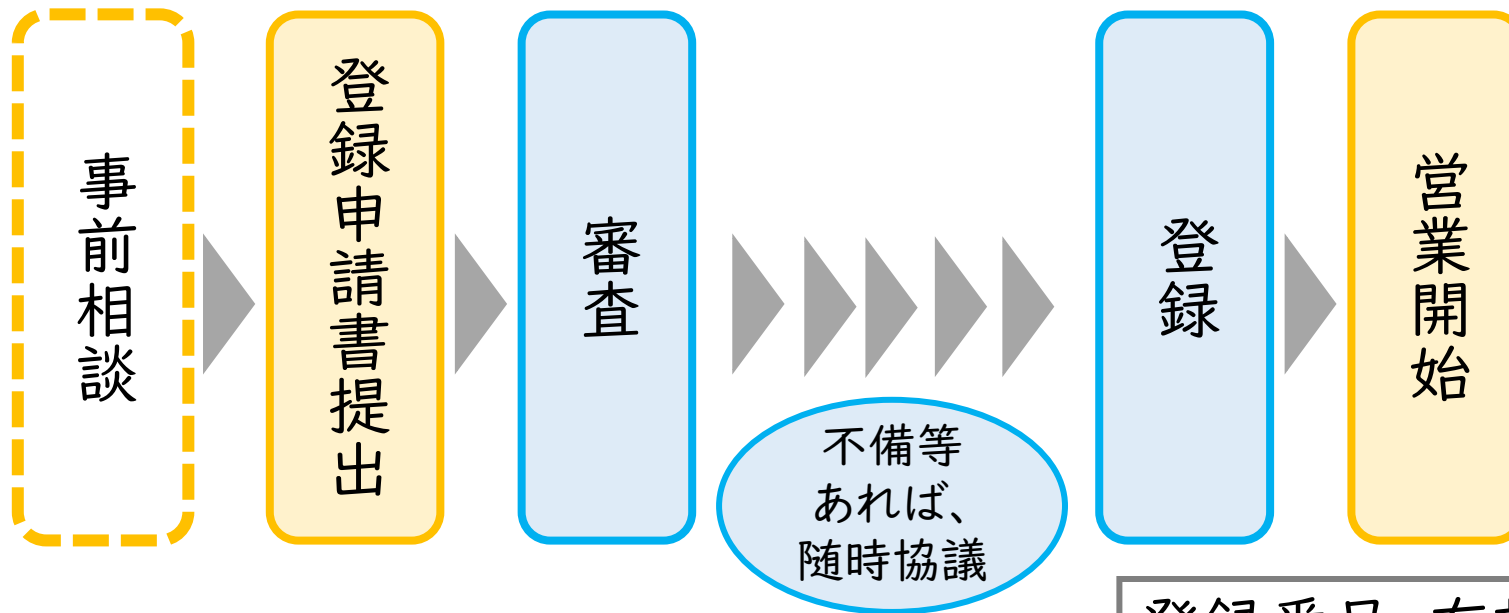
市内において、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業を営もうとする法人又は個人は、**屋外広告業の登録**を受けなければならない。



営業所を市内に有していない場合であっても、**市内で上記営業を行う場合には登録が必要。**

適用されるルールの概要（屋外広告業登録手続き）

《屋外広告業登録の流れ》



登録番号、有効期間等を記載した通知書を申請者へ送付します。

適用されるルールの概要（屋外広告業手続き）

申請書類

1件につき10,000円の登録手数料が必要です。

登録申請書

（添付書類）

- ・登記事項証明書（法人）
- ・住民票の写し（個人）
- ・略歴書
- ・誓約書
- ・業務主任者の資格を証する書面
- ・業務主任者の在籍を証する書面

適用されるルールの概要（屋外広告業手続き）

<屋外広告業の登録について>

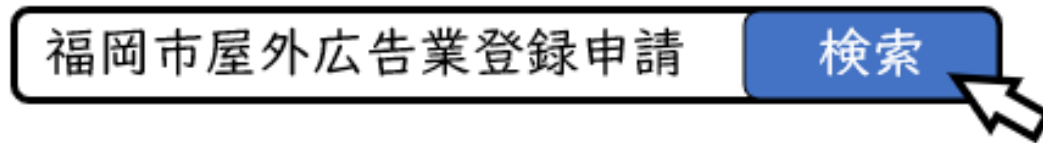
- ・有効期間は**5年**

→有効期間が満了する概ね2ヶ月前から30日前までに登録の更新申請が必要

適用されるルールの概要（屋外広告業手続き）

<様式の入手方法>

- ・都市景観室窓口
- ・福岡市都市景観室ホームページ



福岡市屋外広告業登録申請

検索

<申請書提出方法>

- ・都市景観室窓口
- ・郵送
- ・オンライン申請

適用されるルールの概要（罰則）

4 許可の取り消し、行政措置命令や罰則等の適用の対象

- 許可の取り消し（市条例第15条）
- 登録の取り消し等（市条例第38条）
- 違反に対する措置（市条例第16条参照）
行政措置命令（改修、移転、除却等）
- 罰則（市条例第46条～第49条参照）
 - ・拘禁刑（一年以下）
 - ・罰金（100万円以下）
 - ・過料（5万円以下）

3. 特例許可について

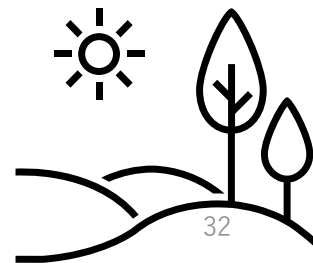
特例許可について

(福岡市屋外広告物条例第9条第2項)

自動車の外面を利用する広告物又は掲出物件については、一車両合計20平方メートル以内とする。ただし、市の良好な景観の形成に資する者として市長が認める者が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件にあってはこの限りではない。(特例許可)



20平方メートルを超える広告物等を表示する場合は、ガイドラインに基づく手続きが必要となります。



特例許可について

ガイドライン…

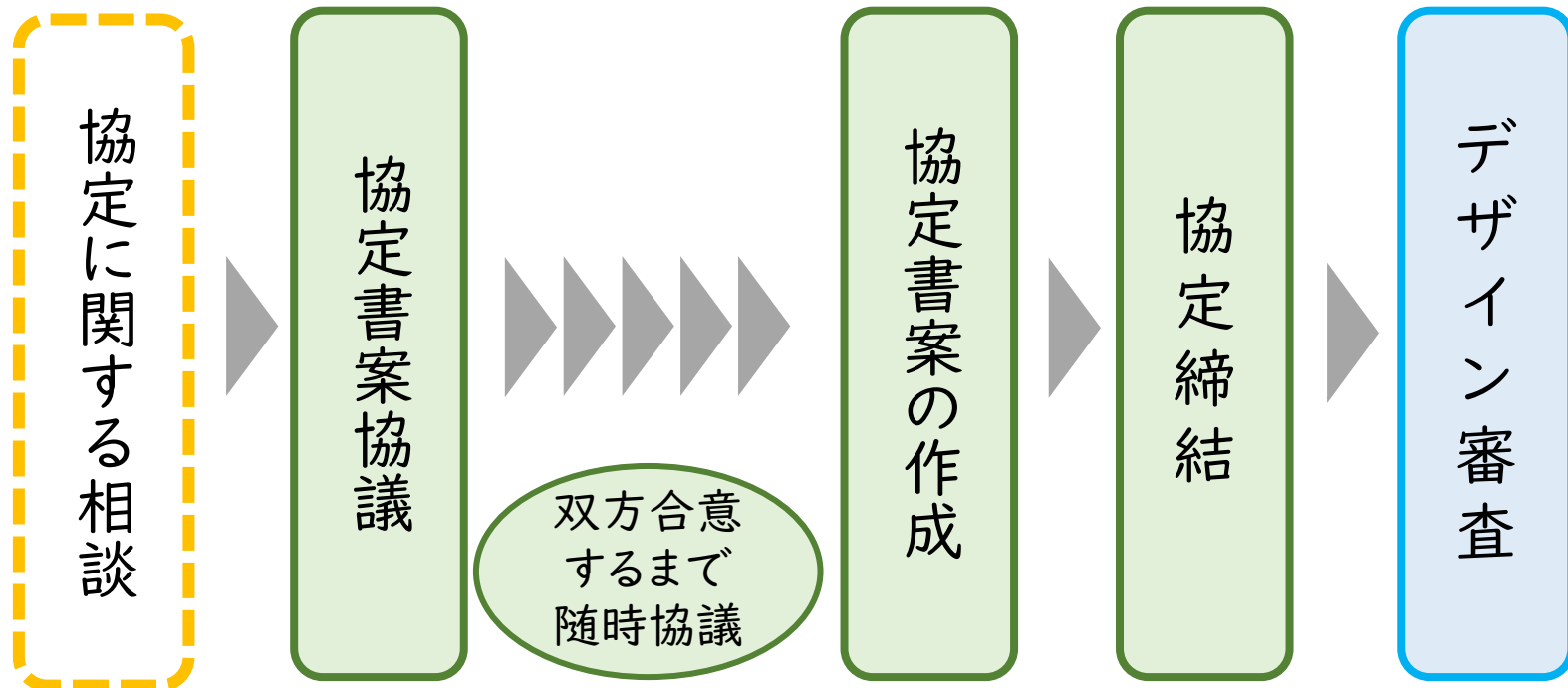
特例許可における、協定締結の要件として

- ① 福岡市の良好な景観形成等に向けた取り組みを実施すること。
- ② 市の魅力向上につながるデザインを目指し、自主的な審査により、色彩、意匠等が都市の景観と調和のとれた広告物となるようその担保に努めること。
- ③ 特例許可を受けることにより掲出する屋外広告物によって得られる収入のうち一部の額が福岡市の良好な景観形成のための費用に充てられること。
- ④ 協議窓口を設け、市からの協議に真摯に応じること。

を定めたもの。

特例許可について

《特例許可の流れ》



特例許可について

デザイン審査の実施

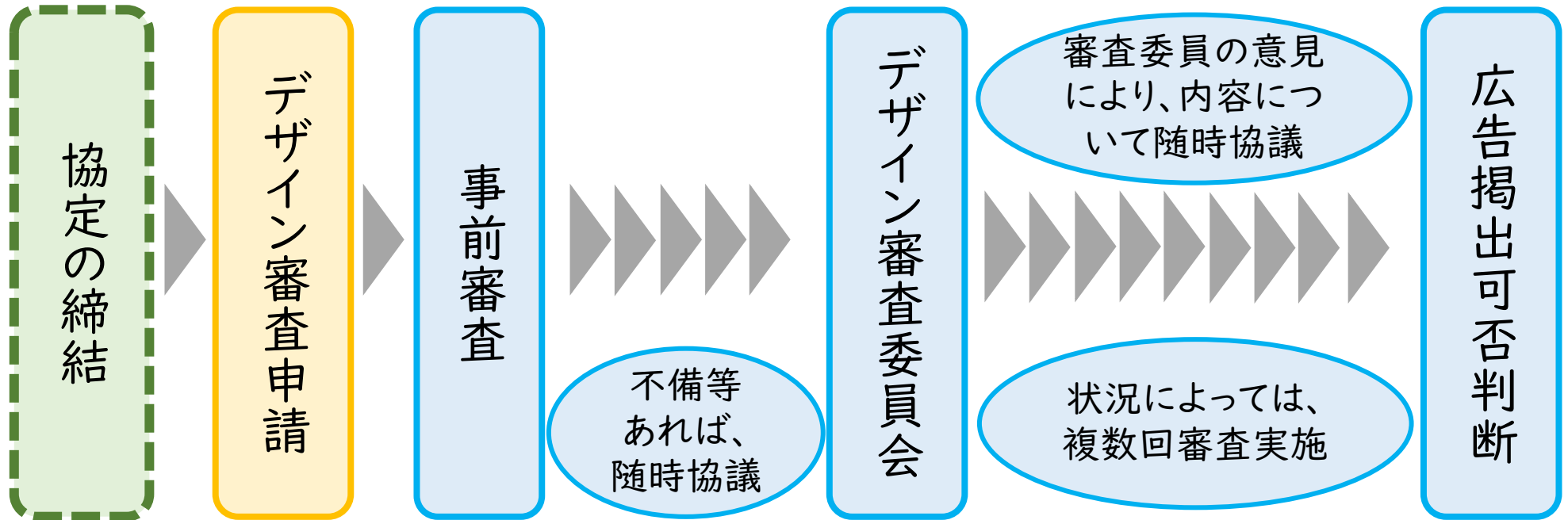
協定締結後、特例許可申請がなされた車体利用広告物について、
「福岡市車体利用広告物デザイン審査委員会」にて審査を行います。

デザイン審査の対象…20㎡を超えた車体利用広告物



特例許可について

《デザイン審査の流れ》



デザイン審査は月1回実施予定
※審査に時間を要するため、申請はお早めをお願いします。

4. 今後のスケジュールと質問受付等について

各スケジュールについて

	7月	8月	9月	10月	11月
屋外広告物条例改正	現行条例			改正条例	
				許可票（シール）掲出開始	
許可申請手続き	随時受付				
特例許可手続き	随時受付				
事業者の皆様へのご説明	ホームページにて、説明動画公開				

各スケジュールについて

本条例改正に関する質問・相談等について随時受け付けております。
下記までご連絡ください。

福岡市役所 都市景観室

Tel:092-711-4395

Mail:koukokusendensha@city.fukuoka.lg.jp

ご清聴ありがとうございました

福岡県警察から



～ 拡声放送を行う広告宣伝車等事業者の皆様へ ～

「騒音防止条例」により、福岡県内では、
商業宣伝を目的とした拡声放送は、

時間帯や**音量**が制限

されています。

音量の基準(第3条、第5条、第6条)

- 拡声放送を行う場合の音量の基準は、次表の基準に5デシベルを加えた音量です。
- 学校、図書館又は病院、診療所その他の療養施設の周辺50m以内においては、次表の基準から5デシベルを減じた音量です。

音量の基準(第3条、第5条、第6条)

種別	該当地域			午前9時 ～ 午後7時	午後7時 ～ 午後8時
第1種 区域	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	田園住居地域	55 デシベル	50 デシベル
第2種 区域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域	第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域	準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第3種 区域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	70 デシベル	65 デシベル
第4種 区域	工業地域	工業専用地域		75 デシベル	70 デシベル

第 1 種 区 域

第一種低層住居専用地域



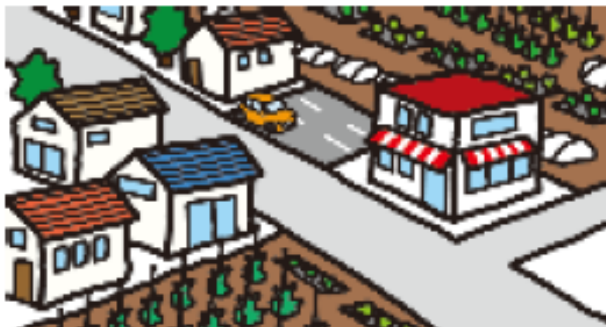
低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

田園住居地域



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

午前9時
～
午後7時

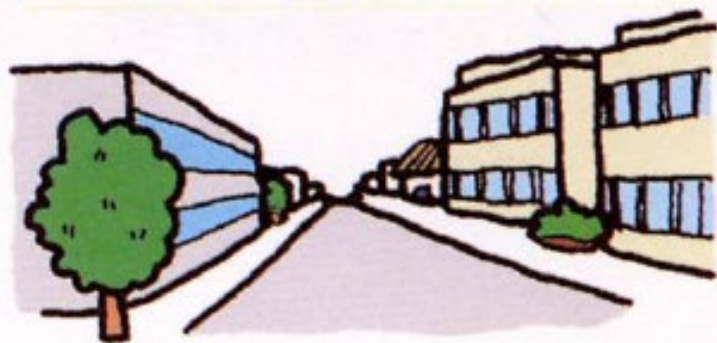
55
デシベル

午後7時
～
午後8時

50
デシベル

第 2 種 区 域

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。

午前9時
～
午後7時

60
デシベル

午後7時
～
午後8時

55
デシベル

第 2 種 区 域

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられません。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

午前9時
～
午後7時

60
デシベル

午後7時
～
午後8時

55
デシベル

第 3 種 区 域

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

午前9時
～
午後7時

午後7時
～
午後8時

70
デシベル

65
デシベル

第 4 種 区 域

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

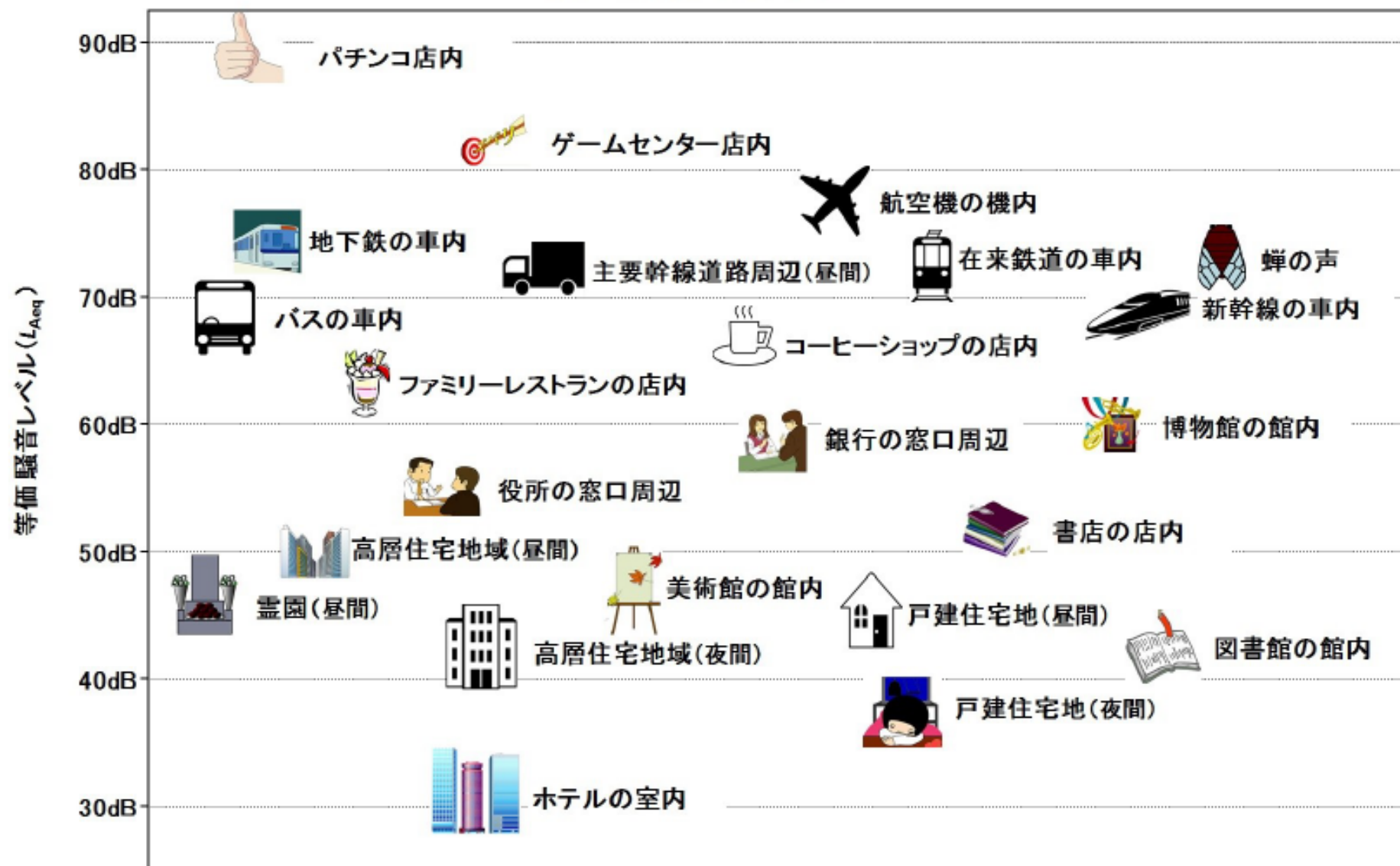
午前9時
～
午後7時

75
デシベル

午後7時
～
午後8時

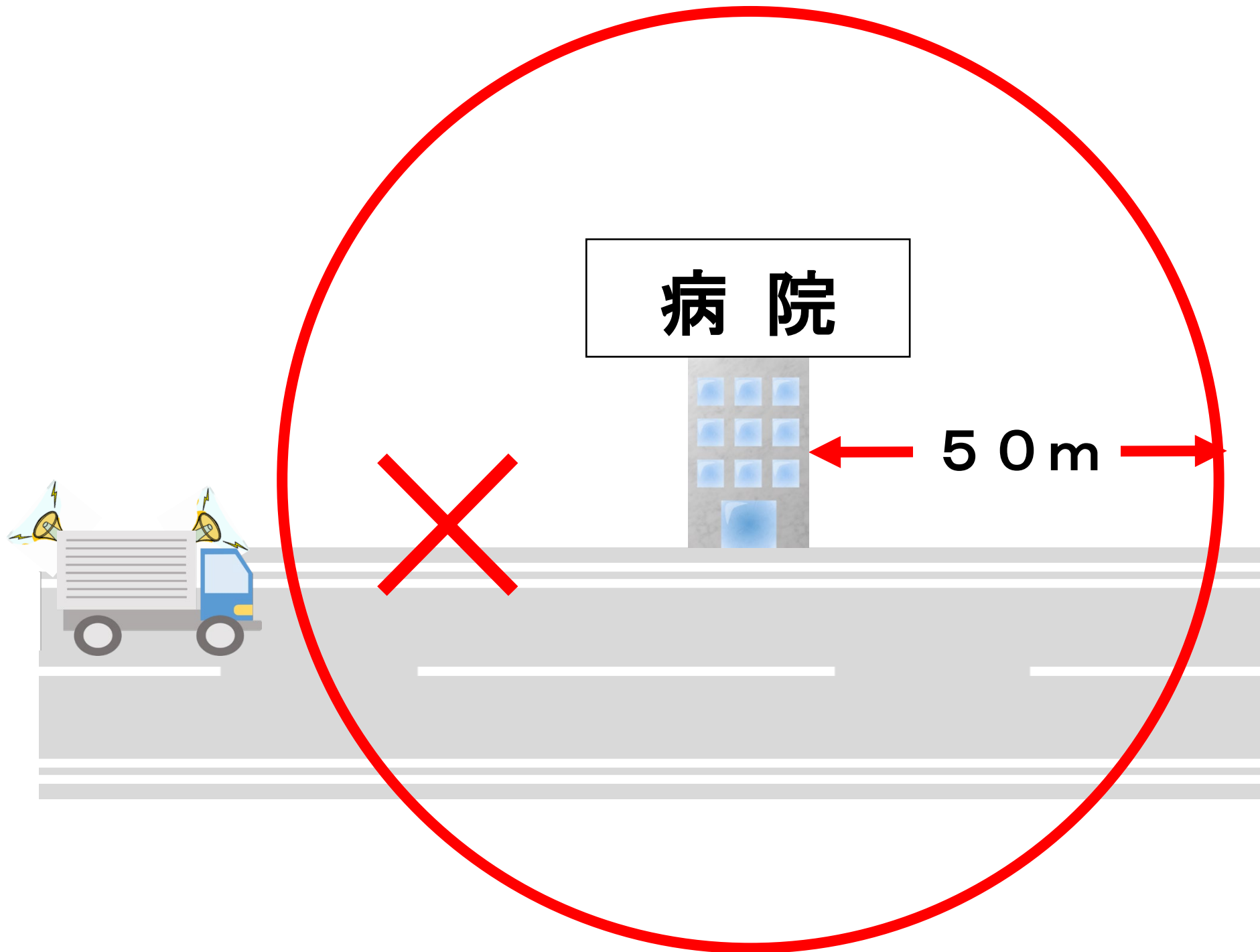
70
デシベル

騒音の目安(都心・近郊用)

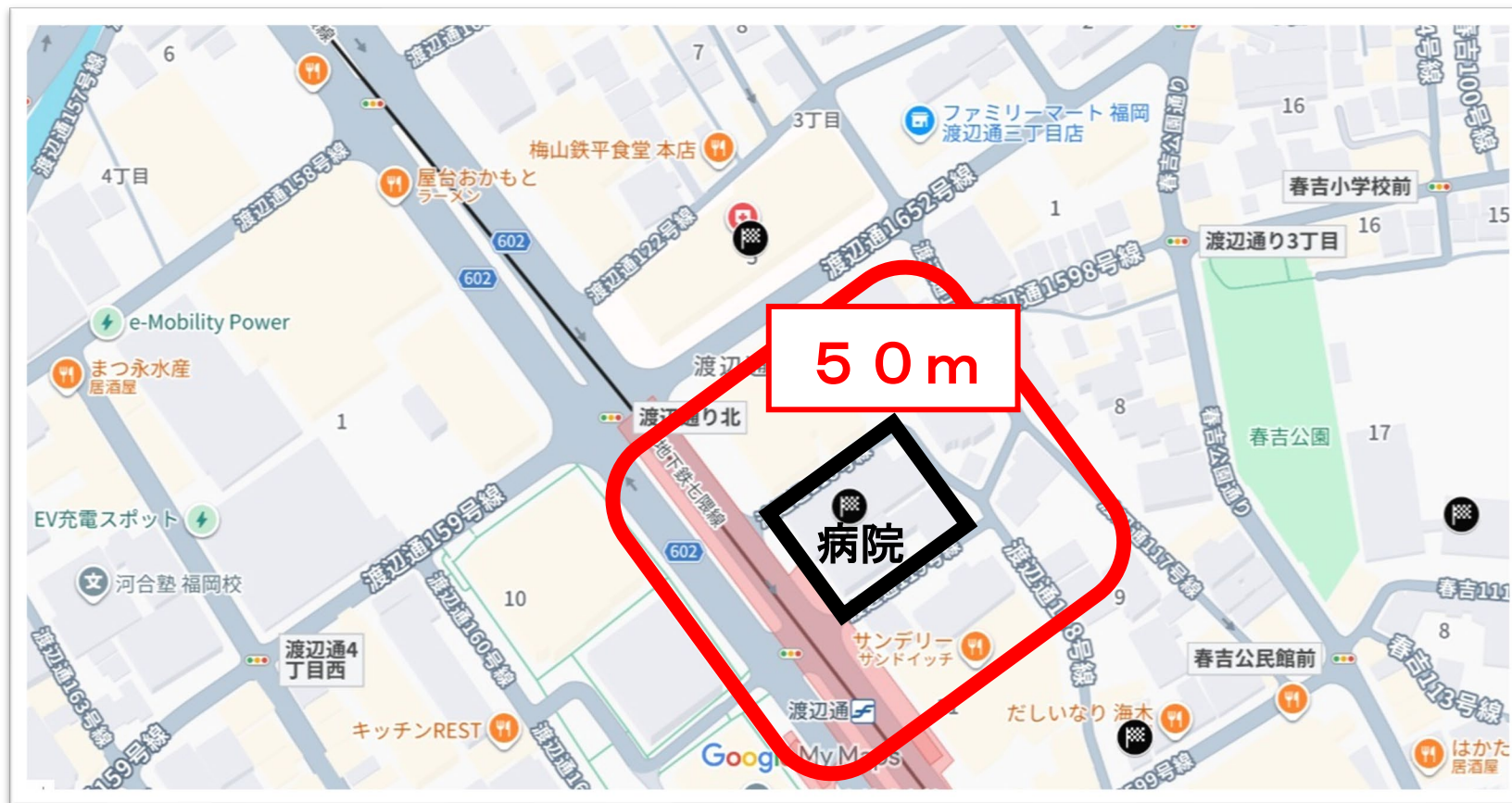


宣伝を行う者の遵守事項（第8条）

- 午後8時から翌日午前9時までの間は、
拡声放送はできません。
- 学校、図書館又は病院、診療所その他
の療養施設の周辺50m以内において、
それら施設に面して拡声放送はできません。



(例)中央区渡辺通り



位置確認：【病院、診療所】福岡市サイトより
【学校・幼稚園】福岡県教育便覧より
【図書館】福岡県立図書館サイトより

福岡市の良好な景観形成のため、
改正福岡市屋外広告物条例及び
騒音防止条例を遵守しましょう！

完

